

R8版 名取市さぽーとぱらす保育のご案内

- ◆こちらは、名取市認可保育施設 2 号・3 号新規入所申請保護者の方向けのご案内です(認可外・幼稚園を除く)。
- ◆名取市認可保育施設に在籍中(1号はこども園実施施設のみ)の場合は、申請方法等について施設へお問い合わせください。

名取市認可保育施設では、障がいや心身の発達に遅れなどがある児童に対し、発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中でその児童の成長をサポートできるよう、さぽーとぱらす保育を実施しています。

児童の健やかな育ちを支えるためにどのようなサポートが望ましいのかを検討し、保育士を加配する等、丁寧な関わりとひとりひとりに合ったより良いサポートをおこなっています。

～児童の健全な成長及び発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています～

1 対象となる児童

心身に軽・中程度の障がい又は発達に遅れがあるなど、特別に配慮が必要な児童のうち、集団保育が可能な児童(3 歳未満児クラスの児童については、発達検査の難しさもあることから、医師による確定診断がある児童を対象としています)

○軽・中程度の障がいのめやす

特別児童扶養手当2級・身体障害者手帳3級～6級・療育手帳 B 判定(発達検査の場合はそれに相当する発達の遅れがみられること)を基準としています。

○集団保育が可能とは？

医師の診断や発達支援専門職などの学識経験者により「集団の中で保育することによりお子さんの機能の伸長及び社会性の発達を促進が期待できるもの」と総合的に判断された場合、集団保育が可能となります。

2 保育内容

障がいや心身の発達に遅れなどがある児童に対し、担任職員の関わりによる集団保育を主軸に、発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中で児童の成長をサポートします。個別に指導計画を立案したり心理士による保育の助言を受けたりしながら、支援者同士がお子さんの保育内容について検討します(具体的には各施設へお問い合わせください)。転ばないよう職員にそばについてほしい、発熱しやすいので早く気付いてほしいなどの見守りとして職員を配置するものではありません。

3 申請時期と実施施設

申請時期は前年度の入所申請時期(翌年度4月からの実施に向けた申請)を基本とします。

名取市内の認可保育施設(公立保育所・私立保育園・認定こども園保育(2号・3号)部分・地域型保育施設)におきまして、実施します。希望する保育施設のクラス定員に空きがあり、かつ各施設内のさぽーとぱらす保育定員に空きがある際に受入れをおこないます。

4 保育時間

具体的な預かり時間は、慣らし保育期間のお子さんの様子を確認しながら、保護者と施設長と相談の上決定します。心身の負担が大きいとみとめられた場合や発達の状況・低年齢のお子さんにつきましては、保育時間が短くなることがあります。

5 申請に必要な書類

通常の保育所申込に加え、下記書類をご提出いただきます。

①さぽーとぱらす保育申請書…児童の状況について保護者にご記入いただくものです。

②お子さんの発達の状況が分かるものの写し

3歳未満児クラス児童:最新の医師の診断書(確定診断が明記されたもの)の写し

3歳以上児クラス児童:身体障害者手帳・療育手帳・特別扶養手当受給の認定通知(障がいの程度がわかる部分)の写し、又は、最新の医師の診断書・発達検査結果の写しなど

※診断書・検査結果などは、発行元・発行日がわかるものをご提出ください。

なお、受診や書類発行などの費用は保護者の方のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

※入所申請受付の際に書類を確認の上、診断の内容によっては、主治医作成の意見書(こども支援課様式)の提出を求める場合があります。

※施設(幼稚園 1 号・認可外・他市の保育施設・療育機関等)に在籍中の場合、対象児童の集団生活上の状況について書類の作成・提供を求めたり確認を行ないます(提供困難な場合、正確な審議ができない場合があります)。

6 その他

- *申請書類は、入所にあたって非常に大切な情報となるため、正確かつ詳細にご記載ください。又、申請後に健康状況に変更があった場合は速やかにご連絡ください。
- *医師によって集団保育が可能とされた場合でも、児童の状況や各保育施設内の体制（施設環境・保育士の配置・クラスの状況など）により集団保育をおこなう上で安全確保が困難であると判断された際には、入所のご案内ができない場合があります。
- *保育は児童の発達状況に応じておこないますが、あくまでも集団での保育となります。さぼーとぶらす保育の児童に保育士が専門に常時1対1で対応するものではありません。児童の状況や各保育施設内の体制により、加配せず保育する場合があります。
- *発達の遅れの状況が軽度である場合等には、通常保育でのご案内となる場合があります。
- *保育時間中の療育機関利用については、保育の毎日の積み重ね・環境の変化による児童の負担の観点から、機関利用決定前に保育施設職員と十分に話し合いの上、検討・配慮願います。
又、さぼーとぶらす保育は一定程度の集団保育を必要とする児童が対象となります。保育士の加配について検討することから、療育機関利用などのために日中の保育時間中に不在となる時間が多い場合については、審議の参考とさせていただく場合があります。
- *さぼーとぶらす保育指導委員会で、毎年度集団保育の適否について検討します。入所中、医師の診断書・発達検査結果などが更新された場合は、施設を通して速やかにこども支援課へ提出してください。
- *入所後に児童の健康状態の変化などにより集団保育が困難であると判断された場合、退所または他機関へのご案内となる場合があります。
- *令和8年度4月に入所保留となった場合、同年度内（令和9年3月入所まで）は毎月入所調整を継続します。
- *例年、さぼーとぶらす保育申請数が増加傾向にあります。さぼーとぶらす保育と併せてあらかじめ他のサービスもご検討ください。

7 入所までのながれ（令和8年度）

